

# 羽生市立西中学校 P T A 会則

## 第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は、羽生市立西中学校 P T A と称し、事務局を西中学校内に置く。

## 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 家庭と学校との連絡に関する活動
- 2 学校教育の充実振興に関する活動
- 3 生徒の奨学厚生に関する活動
- 4 会員の研修厚生に関する活動
- 5 その他本会の目的を達成するに必要と認める活動

## 第 3 章 方針

第 4 条 本会は、教育を本質とする自主団体として活動する。

## 第 4 章 会員

第 5 条 本会の会員は、西中学校に在籍する生徒の保護者と教職員とする。

第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第 7 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

## 第 5 章 経理

第 8 条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって支弁される。

②本会の会費の額は理事会で決定し総会で承認を得る。

第 9 条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 10 条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第 11 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 6 章 役員

第 12 条 本会の役員は次の通りとする。

会長 1名 副会長 若干名 地区代表理事 若干名 学年代表理事 各学年1  
名 学級委員各学級2名 地区委員 若干名 幹事 若干名とする。

役員は監査委員を兼ねることはできない。

第 13 条 役員の選出は次の通りとし、総会で承認を受ける。

- 1 会長、副会長は理事会により選出する。
- 2 地区代表理事は羽生地区、新郷地区、岩瀬地区、川俣地区ごとにそれぞれ地区委員の中から選出する。
- 3 地区委員は、各地区ごとに会員の中から選出する。
- 4 学年代表理事は、各学年の学級委員がその学年の学級委員の中から選出する。
- 5 学級委員は、各学級の地区委員の中から選出する。
- 6 幹事は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

第 14 条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員を生じた時は理事会がこれを補充する。任期終了後も次期役員選出まではその任にあたる。

第 15 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

第 16 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第 17 条 幹事は、会長の命を受けて会務を処理し、会計事務にあたる。

## 第 7 章 会計監査委員

第 18 条 この会の経理を監査するため、会計監査委員を若干名置く。会計監査委員は羽生地区より2名、新郷地区、岩瀬地区、川俣地区よりそれぞれ1名を理事会において選出する。

第 19 条 会計監査委員は、会計監査を行う。

第 20 条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。